

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（機構の目的） 第一条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じて地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。 第二十四条 （略） 2 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事	（機構の目的） 第一条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じて地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。 第二十四条 （略） （新設）

項を含むものでなければならない。

3| 主務大臣は、第一項の規定により支援基準（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援及び特定支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

4|
（略）

（再生支援決定）

第二十五条 （略）

2|7
（略）

8 再生支援決定は、令和二十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

（特定支援決定）

第三十二条の二 （略）

2|6
（略）

7 特定支援決定は、令和二十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

2| 主務大臣は、前項の規定により支援基準（同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援及び特定支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3|
（略）

（再生支援決定）

第二十五条 （略）

2|7
（略）

8 再生支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

（特定支援決定）

第三十二条の二 （略）

2|6
（略）

7 特定支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十 (略)

25 (略)

6 特定組合出資決定は、令和二十三年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十一 (略)

2 (略)

3 特定経営管理決定は、令和二十三年三月三十一までに行わなければならない。

4 (略)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、令和二十年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十 (略)

25 (略)

6 特定組合出資決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十一 (略)

2 (略)

3 特定経営管理決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。

4 (略)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。）
。、特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から令和二十八年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和二十八年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和二十八年三月三十一日まで）でなければならない。

（残余財産の分配の特例）

第四十九条 機構が解散した場合（第三項の場合を除く。）において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 前項の場合において、残余財産の額が同項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

3 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財

二 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。）
。、特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から令和十三年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで）でなければならない。

（残余財産の分配の特例）

第四十九条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

（新設）

産の額は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、政府保有株式
（預金保険機構の保有する株式のうち第五十三条第一項の規定に
よる出資に係るものをいう。以下この項において同じ。）以外の
株式についてその払込金額を限度として分配し、分配の結果なお
残余があるときは、その残余の額を政府保有株式について分配す
るものとする。

（預金保険機構の業務の特例）

第五十一条（略）

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとする
ときは、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会
をいう。第五十五条並びに第五十六条第二項及び第三項において
同じ。）の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財
務大臣の認可を受けなければならない。

（区分経理）

第五十二条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る
経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（第五十六
条第一項、第二項及び第四項において「地域経済活性化支援勘定
」という。）を設けて整理しなければならない。

（地域経済活性化支援勘定の廃止）

第五十六条（略）

（預金保険機構の業務の特例）

第五十一条（略）

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとする
ときは、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会
をいう。第五十五条及び第五十六条第二項において同じ。）の議
決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可
を受けなければならない。

（区分経理）

第五十二条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る
経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（第五十六
条において「地域経済活性化支援勘定」という。）を設けて整理
しなければならない。

（地域経済活性化支援勘定の廃止）

第五十六条（略）

2 (略) 3 前項の場合において、同項に規定する残余財産の額が第五十三条第一項の規定による出資額及び第五十四条の規定による拠出金の額の合計額に満たないときは、預金保険機構は、前項の規定にかかわらず、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、同条の規定により拠出金を拠出した者に対しその拠出金の額を限度として分配し、分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付するものとする。	2 (略) (新設)
4 (略) (主務大臣) 第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、<u>第二十四条第一項、第三項及び第四項、第二十五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十三条第一項（再生支援対象事業者及び特定支援対象事業者に係る部分に限る。）</u>、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。	3 (略) (主務大臣) 第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、<u>第二十四条、第二十五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十三条第一項（再生支援対象事業者及び特定支援対象事業者に係る部分に限る。）</u>、第四十五条並びに第四十六条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。
2・3 (略)	2・3 (略)